

平成28年度税制改正に関する要望
(抜 粋)

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会

会長 澤 田 稔

I 中古車に対する環境性能課税の特別措置に関する要望

消費税率 10%への引き上げ時に「自動車取得税」が廃止され、「環境性能課税」を中古車に導入する場合は、以下の2点をお願いします。

(1) 環境性能課税を導入する場合の基準は、自動車の年式では無く、実際の燃費を基準にして頂きたい。

【要望理由】

CO₂削減を目的とするならば、燃費を基準とすることは論を俟たない。

(2) 環境性能課税を導入する場合、現行の自動車取得税と同様に、免税点制度や基礎控除制度等により、担税力の弱い経済的弱者を救済する制度を設けて頂きたい。

【要望理由】

現行の「自動車取得税」は経済的弱者を救済する等の観点から、昭和43年以来、免税点制度が設けられ、現在では50万円の免税点制度により約93%の中古車は「自動車取得税」が課税されておられません。

その理由は、

- ①生産財として低年式の中古車を使用せざるを得ない中小零細事業者に対する救済
- ②低年式の中古車を使用せざるを得ない経済的弱者に対する救済
- ③生活インフラのため、例えば、寒村僻地で1人1台の中古車を保有せざるを得ない方々に対する救済
- ④資産価値の低い中古車は物品税の精神を引き継ぐ取得税の観点から、奢侈品とは言えない

なお、現在は都道府県税事務所の手続きの煩雑さの回避と、同一車種・同一年式の程度の差による価格のバラツキを解消するために、「課税標準基準額」を採用することにより、約93%の中古車は「自動車取得税」が課税されておられません。

II 経年車に対する課税強化制度の廃止要望

初度登録から 13 年を経過した自動車を保有するユーザーに対して自動車税・軽自動車税・自動車重量税を重課する制度は廃止していただきたい。

【要望理由】

平成 26 年度与党税制改正大綱において、初度登録から 13 年を経過した自動車の自動車税及び自動車重量税を 10%重課から 15%重課に更に課税強化すると共に、軽自動車税についても新たに 20%重課することが決定いたしました。

燃費値に応じて課税を強化するのではなく、単純に初度登録からの年数が経過しているから燃費が悪いという論法は全く根拠がありません。

新車に買い替えることのできない経済的弱者、及び、資源の有効利用と省資源の観点で優れた中古車を購入するユーザーに対して、自動車税、軽自動車税及び自動車重量税の税率を重課する制度は不公平であります。